平成２８年（フ）第３６２号
広島市安佐北区亀山５丁目45番24―207号
債務者　藤井めぐみ（旧姓増本）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６号
愛媛県今治市波方町小部甲175番地
債務者　鎌田　秀見
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３１号
愛媛県今治市東村２丁目４番７号　サングリーン東村ハイツＡ棟101号、前住所愛媛県今治市北鳥生町１丁目３番52号　三愛プラザハイツ107号、前々住所松山市北久米町261番地
債務者　門田　圭司
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３５号
愛媛県今治市南鳥生町２丁目３番43号　高齢者介護施設カインドハウス、前住所愛媛県今治市石橋町２丁目３番26号、前々住所愛媛県今治市唐子台西３丁目10番１号
債務者　**廣**岡　正弘
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第４８号
福岡県飯塚市太郎丸1024番地　サンクスシャイン103号（前住所　福岡県飯塚市椿287番地56）
債務者　迎　　拓也
1　決定年月日時　平成28年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１０７号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1060番地　パシフィックコースト大刀洗Ｂ―202
債務者　島本　由梨（旧姓中道）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４４号
石川県加賀市大聖寺耳聞山町86番地の６
債務者　森實　清香
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３２号
山梨県南都留郡鳴沢村1868番地４
債務者　加藤　孝之
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
長野県伊那市福島180番地２　雇用促進住宅２棟101号
債務者　トミモト　ジュリオ　ツネユキ（通称富元ツネユキ）
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第９号
佐賀県唐津市鎮西町丸田7411番地
債務者　小峰　秀昭
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２９号
佐賀県唐津市北波多徳須恵1019番地５
債務者　吉村　　学
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３２号
佐賀県唐津市鏡4725番地６
債務者　野嵜　幸子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３３号
佐賀県唐津市養母田鬼塚５番３―333号　県営アパート
債務者　円城寺三枝子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第８３号
兵庫県明石市硯町１丁目７番35―603、住民票上の住所兵庫県明石市硯町１丁目７番35―602号
債務者　平井　道代
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
神戸市長田区上池田３丁目18番６号中西ハイツ102号
債務者　松本　幸博
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２１号
神戸市垂水区桃山台５丁目1124番地の２、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区若宮町５番地リゾティー英賀保501号室
債務者　森田　利行
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部